令和5年7月定例教育委員会会議録

1 期 日 令和5年7月7日(金)

2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室

3 開始時間 午後 1 時 30 分

4 終了時間 午後3時20分

5 出席者

教育委員

児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員

説明者

黒木教育部長、清水教育総務課長、山内学校教育課長、德永生涯学習課長、湯田美術館長、

米澤都城島津邸副館長、宮戸高城地域生活課長

事務局

椎屋教育総務課副課長、田口教育総務課副主幹、瀬之口教育総務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開 会

◎児玉教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和5年7月定例教育委員会を開催いたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時50分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は私の都合によりまして、リモートでの参加とさせていただいております。これにつきましては多くの関係者に多大な尽力をいただき、このように本会が開催できますことを心からありがたく思っております。このご尽力に対しまして、心から感謝しているところでございます。誠にありがとうございます。

では、市民憲章朗読を事務局よろしくお願いします。

8 市民憲章朗読

9 前会議録の承認

◎児玉教育長

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和5年5月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本会議終了後に、各委員に署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、 中原委員にお願いいたします。

11 教育長報告

◎児玉教育長

では続きまして、教育長報告でございますが、ここで議事の一部を非公開とすることについて発議させていただきます。

報告の中の虐待案件につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案いたします。

いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎児玉教育長

異議なしということでございますので、虐待案件につきましては、非公開とさせていただきます。 それでは、報告を始めさせていただきます。

まずは、報告の前に、連日の校長の教育ビジョン説明へのご参加、委員の皆様方、誠にありがとうございます。また、学校訪問も佳境に入っておりまして、色々な学校に行っていただいていることにつきましても、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

そういう中で、学校・地域の頑張り等があるわけなのですけれども、前回の6月定例教育委員会でお示しした中の作文掲載一覧ではやはり、5月分が抜けておりましたので、今回、その5月分の作文掲載をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、6月議会からということでお話を進めさせていただきます。

まず主な質問の中で、長時間労働の実態について、前回、令和2年1月の調査がございました。そして、今年令和5年の4月にも調査が毎年行われているのですけれども、その比較を教えてくださいという質問がまいりました。これにつきましては、最も時間外労働が多い小学校、中学校の教頭についてのお答えをいたしました。

内容につきましては、令和5年4月の1か月間の平均時間外勤務時間を見ますと、小学校の教頭が 42 時間 58 分という結果であって、これは令和2年と比べまして 27 時間 25 分減少しております。また、中学校の教頭につきましては、48 時間 29 分という結果でございまして、23 時間 11 分減少しているということで、あの時期からすると格段に時間外勤務は減少しているわけなのですが、この質問をされた議員につきましては、月 45 時間以上の勤務をされている教頭先生方のパーセンテージはまだ都城は 60%、70%という高い数値を示しています。そのことについて、もっと力を入れるようにということでございました。

続きまして、次のページでございます。

生徒数減少により小規模校の部活動の種目は当然限られてくるということなので、合同部活動を認めるなどの柔軟な策はないかということでございます。今まさしく部活動の地域移行につきましては、やっているところでございまして、現在は中体連に出る時には合同チームというのを認めています。しかし、日頃から合同で練習をしているチームは都城にはまだ1チームもない状況でございますので、そのことにつきましてお話をしましたところ、もっと柔軟な考え方ということでございました。今後も考え方に基づきまして、進めていこうと思っております。

続きまして、学校が不登校の児童生徒に合わせたカリキュラムというものはどういうものだろうかということについてお伺いした議員がいらっしゃいました。当然ながら、勉強していない時期があります

ので、そういう子に合わせたカリキュラムを作るということは、当然なことでございます。

また、この議員は、不登校児童生徒の健康診断について、文書や電話で連絡をしながら、これを受診させるようにはできないのかというようなことでございました。確かに、学校が努力して全員受診を目指しているわけでございますし、また、不登校でいる子どもの健康状態を知るということは、すごく大切なことだと、学校も認識はしております。しかしながら、学校に来られない状況の中で、健康診断を受けに来いというのも非常にハードルが高い状況でございまして、その子たちが学校に復帰した時に、しっかりと健康診断をして、その子たちが学校生活の中で不利益を被らないような形にしていただきたいというお話をしたところでございます。第一義的には、子どもの健康を担っている、子どもの養育を担っているのは親の責任でございますので、学校の健康診断というのは、親の責任を強力にバックアップするものであるという趣旨の答弁をいたしました。

これは最終日でございましたけれども、議案第 78 号におきまして、令和5年度都城市一般会計補正予算 (第4号) におきまして、小松原中学校使途不明金賠償について、賠償額 5,392,751 円につきましての話は、様々に教育総務課を中心にしながら、議員に説明をいたしたところでございます。資料にもありますように、相手方としましては、被害を被りました保護者、PTA、そして、副教材の売り主、この3者について、賠償額を支払うということでございます。

これにつきましては、議員の皆様方、全会一致でご了解をいただきまして、このたび賠償額を支払うことになりました。ありがたいことでございます。しかしながら、これで済みというわけでもございません。全容は全く明らかになっておりませんし、これまでの対応では、他の学校では何事もなかったような形になっておりますので、これまでの対応のところにありますように、準公金マニュアルの遵守、それから、MネットのログインIDとパスワードの管理、そして、毎月の金庫点検をしっかりとやっていき、二度とこういう事案が起こらないようにということで、進めているところでございます。再発防止策を徐々に固めていきたいと思っております。なお、保護者への説明会ですが、7月 12 日、来週の水曜日に、学校で教育総務課が中心となって行っていきたいと思っているところでございます。

続きまして、3点目でございます。5月の新聞で出てきた内容なのですが、思春期約1割に中等度以上のうつを発症しているというような報告がございました。報告をしたところは、国立成育医療研究センターというところでございます。このグラフに表していますように、実際に中等度のうつ状態にあると見られるお子さんたちが9%、やや重度のお子さんが5%、重度の方が2%いるという結果を出してきております。この結果自体、非常に重く受け止めなければならないと思っているところです。つまり、16%に当たる6人に1人ぐらいのお子さんたちが中等度以上というのは、病院にかからないといけない状況でございます。ですから、6人に1人ぐらいはそういう状況に陥っているのではないかということでございました。これらの発表の中で最も危惧されたところは、実はこういうお子さんたちは相談をしてほしいと、学校にも私自身は、相談機関を紹介したり、色々な形での道筋を見つけていただいて、相談に乗ってほしいということを言い続けてきましたが、国立成育医療研究センターが申しますのは、相談する時にどう相談していいか分からないというのが大半の答えだったということです。相談の仕方が分からない、何て言えばいいか分からないというのが、この子どもたちの心情だったらしいです。ということは、待っていては絶対に得られないということになってまいります。それを解きほぐすためのこちらからの言葉かけ、何でも言ってもいいというような精神的な安定性、安全性というものが必要になってくることを、先日の校長会でお伝えしたところでございます。

最後になりましたけれども、4ページ目でございます。「子どもたちが主役の授業(わ・さ・び)」の 実現に向けてということで、新たなペーパーを作成しました。学校教育課が中心になって作成してもらったものです。これをご覧になっていただきながら、少しずつ学校訪問等で全部配りたい、もちろん校 長会では全部お配りいたしました。

事の発端は、98.2%と書いてありますところにある「子どもたちが主役の授業へ、自分の授業を変える必要がある」と考えている都城の先生たちは、こんなにも多いのだということでございます。これは都城の先生方が非常に優秀である、つまり心持ちがすごく優秀であるというそういう表れではないかと思っております。しかし、なかなかこれを変えることができない。やはり、子どもが主体の学びというものは、どうコントロールすればいいか分からないというような先生方も沢山いらっしゃいます。そういう中で、わさびという形で先生方に少しでも子どもたちが主役の授業になっていただけるよう、これからも啓発していく所存でございます。

以上、レジュメについてでございますけれども、何か今までのところでご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、生徒指導状況報告の概要についてご報告をいたします。

まず、非行等問題行動につきましては、今回多く出てまいりまして、小学校3件、中学校5件出てまいりました。小学校の3件、対教師暴力は、以前からずっと連続で出てきております小学校6年生の男子でございます。大変な状況なのですけれども、担任の先生や支援員も付いております。それから、学校教育課の相談員、そして、もちろん生徒指導の担当指導主事、この学校の担当指導主事がいますが、この担当主事にも3日間学校に入っていただいて、この学級を見ていただいているところでございます。なかなか改善は難しいところではございますが、ケース会議等を開いていきながら、周囲の環境を少しずつ変えながら、本人が少しでも楽な状況になれるようにしていきたいと思っております。今回の対教師暴力は、粘土で作成物を作りたいと言った時に、思うようにならなかったということが発端で、教師に対して暴力を振るったというようなことでございました。

続いて、徘徊でございます。放課後、帰宅をしないまま友人宅で遊んで、帰宅時間が遅くなり過ぎてしまって、これから帰ったら怒られるということで、そのままウロウロしていたところを保護者が探し始めて、午後8時ぐらいに警察に通報されております。午後9時ぐらいに警察が補導という形で見つかっています。このことについては、保護者と今後のことについて協議をしているところでございます。

最後、窃盗でございますけれども、小学校3年生なのですが、校内でお友達の持ち物を持ち帰ってしまったというような事案でございます。これも家庭と、警察といいますか、スクールサポーターに入ってもらいまして、事案について今対応していただいているところでございます。家庭を巻き込んだ形での解決を見込んでいるところです。

中学校 5 件でございます。中学校でも、対教師暴力が出てまいりました。これは、中学校 2 年生の女子なのですけれども、携帯電話を所持していたということで指導をした女性職員に対して暴力を振るったということでございます。数日間は登校渋りの様子が見られたのですが、落ち着きを取り戻して、今、登校をしている状況でございます。

それから、生徒間暴力でございますけれども、生徒間暴力は、中学校3年生が複数ございます。それ ぞれ別々の学校でございます。加害生徒が小学校の頃から落ち着きが見られないとか、加害生徒がこれ を元に中体連の出場停止となったとか。元々仲が良かったのですが、その週は色々とされたことが原因 で、生徒間暴力に至ってしまったというような形でございます。双方生徒同士、もしくは生徒と保護者 にも入っていただきながら、解決に向けているところでございます。

器物破損というのがございますけれども、これはそこにあった自転車2台を蹴り倒して、その自転車を壊してしまったというようなことでございます。少し多くなってきたなと思っているところでございます。

続いて、不登校、不登校傾向につきましてでございます。これもあまり芳しくございません。小学校67名、昨年度は49名でしたから、かなりの上昇でございます。そして、中学校が171名、これも過去最大の増え方をしております。今、適応指導教室に通級している児童生徒でございますが、中学生が10名になりました。6月現在を見ますと、小学生1人と中学生1人増えまして、小学生1名、中学生が11名、今月になりますと、もっと増えまして、中学生16名、大変な数の増え方に今なってきている状況でございます。そういう中で、学校教育課を中心としながら対応をしていただいているところでございます。

また、市立図書館を利用しているところでございますけれども、小学生が1名、中学生が1名、この2人は兄弟で利用しているところでございます。非常に数が多くなってきております。そういうことを含めながら、対応の仕方を考えていかないといけないと思っております。

続いて、交通事故でございます。

小学校3件、中学校5件、これは登校中が6件、下校中が2件、合計8件でございまして、全て登下校中でございます。中でも車が立ち去ってしまって、実際にはあまり怪我をしていない軽微な接触なのですけれども、4件ございまして、そのうちの1件が加害者の特定に至っております。あとの3件は捜査中でございます。ですから、軽微な接触でも、子どもが言ってくればちゃんと事故処理していかないといけないと思いますし、子どもたちにもそのことをしっかりと伝えていかないといけないと、大丈夫ですと言って、学校に登校しないようにしていきたいと思っております。

続いて、いじめでございます。

いじめにつきましては、5月に把握しているいじめの認知件数が、小学校 136 件、中学校 16 件でございます。その中で、報告があった小学校 3 件がございました。これにつきましては、小学校 3 年生が 1 人と、小学校 6 年生が 2 人でございます。小学校 3 年生は、時々自分だけが厳しく注意されることがあり、嫌であるという訴えが、友達から厳しく注意されるということでございました。小学校 6 年生の子ですけれども、加害者のほうは少し多動の傾向があって、なかなかその多動の傾向の子が、突然体当たりしてきたりというような形での事案でございます。小学校 6 年生のもう 1 件でございますが、これは、委員会活動中に雑用係とか呼ばれたりして、命令されることがあるというようなことで、児童同士は今後も仲良くしていきたいという思いがありますが、この子については、双方の保護者に連絡し、加害保護者から被害保護者への謝罪もあったということでございます。

令和4年度、昨年度に認知していたいじめに関する追跡調査でございます。解消率が小学校 92%、中学校 94%に上がってまいりました。もう少しで 100%というところですが、ここからが根の深いものが残っている可能性もあると思っております。

続いて、不審者・声かけ事案についてでございます。小学校1件でございますけれども、これは特定ができていないのですけれども、保護者が不審者情報を警察に通報して、学校にも連絡があったという内容でございます。これは、下半身露出の男性を見たということでございました。実害というものは、実際に手を引っ張られたとか、そういうことはなかったのですけれども、そういう情報でございました。ところが、これは後日談がありまして、警察が現場に駆けつけまして、大体、警察は分かっていたのだそうです。多分、この人ではないかということで、該当の男性、高齢の男性から状況の確認をし、この人に間違いないだろうということで、指導を行ったということでございました。

あと、飛びまして、学級がうまく機能してない状況にあるという学校が 1 校、小学校で出てまいりました。なかなか、うまくコントロールが効かない子どもたちが学級の中にいる担任の先生がいらっしゃいまして、どうも学校に着いても車から降りてこれない状況があるというようなことで、そういう意味での学級がうまく機能していない状況があるというような報告でございます。

続いて、虐待案件に入りますので、ここからはオフレコにさせていただきたいと思います。

[オフレコ]

生徒指導状況報告全体に対して、虐待案件以外につきまして、何かご質問やご意見ございましたら、 よろしくお願いします。よろしかったでしょうか。

なかなか厳しいご家庭もありましたので、対応していきたいと思います。

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

12 議 事

◎児玉教育長

それでは続きまして、議事に入ります。 本日の付議事件は、報告12件、議案4件でございます。

【報告第42号】

◎児玉教育長

報告第42号を高城地域生活課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●宮戸高城地域生活課長

高城地域生活課の宮戸です。よろしくお願いします。

資料の79ページをご覧ください。

報告第42号 高城郷土資料館企画展「お城で戦争と平和展」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

関係資料にございますように、目的は、高城郷土資料館に残された戦争に関する資料を展示することにより、改めて平和であることの大切さや尊さについて、広く伝えることであります。

展示期間は、令和5年8月1日、火曜日から8月31日の木曜日までです。

展示は2階展示室で行います。展示する資料は、高城郷土資料館が所蔵する西南戦争以降の資料を時系列に掲示し、所蔵品がない期間についても、説明文、年表等を用いて、戦争期と平和期が分かるように展示します。展示する主なものは、西南戦争薩軍辞令、西郷吉之助の手紙、官軍服、大陸戦史、特攻飛行服、千人針、太平洋戦争開戦の新聞記事等、約40点を予定しています。

以上で、報告第42号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 42 号につきまして、ご質問やご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしかったですか。

それでは、報告第42号を承認いたします。ありがとうございました。

●宮戸高城地域生活課長

ありがとうございました。

【報告第40号、報告第41号、議案第10号】

◎児玉教育長

それでは、報告第40号及び41号並びに議案第10号を都城島津邸副館長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●米澤都城島津邸副館長

都城島津邸の米澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第40号、第41号及び議案第10号について、ご説明いたします。

まず、報告第 40 号 令和5年度都城島津伝承館特別展「島津荘~平安・鎌倉期における南九州と都城~」開催要項の制定についてです。資料は 67 ページから 72 ページとなります。 69 ページから 72 ページ の開催要項をご覧ください。

本年は、万寿年間、都城盆地を拠点に日本最大級の荘園となった島津荘が誕生して千年を迎えるに当たりまして、それを広く発信することを目的に開催するものです。島津荘が誕生し、急速に拡大していく過程について、平安時代後期から鎌倉時代中期を対象に、当館及び他館の貴重な史料を基に、南九州と中央との政治的関係に触れながら紹介いたします。展覧会の名称は「島津荘~平安・鎌倉期における南九州と都城~」でございまして、会期は、令和5年10月14日、土曜日から11月26日、日曜日まででございます。

展示内容につきましては、69 ページから 70 ページにお示ししておりますけれども、4章立てとしております。

まず、江戸時代におきまして、都城島津家が島津荘をどのように認識していたのかについて見ていきます。庄内地理志という史料がございまして、その史料の中には、島津氏の初代と島津荘との関わりをはじめ、島津氏との関連事項が記されております。これは、近年の荘園研究の見解とは少し異なる内容となっております。ここではその違い等の背景を含めましてご紹介していきたいと考えております。

次に、平安後期、平季基が開発したとされる島津荘の誕生の経緯、そして、その急速な拡大過程について、地方役所及び中央貴族との関係から紹介してまいります。

鎌倉時代になりますと、荘園に幕府関係者を配置するなど、鎌倉幕府による政治的な介入が始まり、荘園管理の在り方が変わってまいります。そうした中で、島津荘に関与していくこととなりました島津氏と島津荘との関係を南九州の状況を踏まえてご紹介してまいります。主な展示史料につきましては、71 ページに史料名、72 ページに写真を掲載しておりますので、ご参照ください。

関連イベントにつきましては、71 ページにお示ししましたように、開館式典と内覧会を 10 月 13 日、 金曜日、午後3時から計画しております。これには、教育委員の皆様方にご案内いたしますので、ご出席 のほどよろしくお願い申し上げます。

また、講演会を11月4日、土曜日の午後1時半から計画しております。場所は、ウエルネス交流プラザ・ムジカホール、講師は、平安・鎌倉期の歴史に詳しい東京大学名誉教授の五味文彦先生にお願いしております。

続きまして、報告第 41 号 都城島津邸「やきもの展」開催要項の制定についてでございます。資料は、73ページから 76ページでございます。75ページの開催要項をご覧ください。

本展は都城島津邸本宅におきまして、島津文化圏の陶芸家の作品を展示販売することで、来邸者に旧男 爵家の邸宅の雰囲気とともに、島津にゆかりのある陶器を楽しんでいただくことを目的として開催するも のでございます。宮崎・鹿児島県内で活動する6つの窯元が展示販売をするということになっております。 会期につきましては、令和5年8月11日、金曜日、祝日でございますが、その日から8月13日、日曜 日までの3日間、時間は9時から17時ということになっております。なお、最終日の展示販売につきましては、片付けのために午後3時までとしていただきます。

過去のやきもの展開催時における入館者数は、平成30年度が438人、令和元年度が363人、令和4年度は2日間の開催で238人となっております。76ページに、添付資料としまして、令和4年度のやきもの展開催日の写真と出展予定の窯元の一覧を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 10 号 令和 5 年度都城島津伝承館特別展「島津荘~平安・鎌倉期における南九州と都城~」観覧料の設定についてでございます。資料の 113 ページから 115 ページをご覧ください。

企画展や特別展の観覧料につきましては、都城市都城島津邸条例第8条第2項に、都城島津邸において特別な展示を行う場合、その観覧料の額は教育委員会が定めるとあります。これに基づきまして、設定をお願いするものでございます。観覧料につきましては、一般400円、大学生・高校生を300円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用していただくということを目的としまして、無料としております。括弧内は20名以上の団体料金でございまして、一般300円、大学生・高校生が200円、また、本展会期中に美術館特別展「アルフォンス・ミュシャ展」の利用半券をご提示された観覧者の方には、観覧料を割引いたします。割引につきましては、個人の観覧者を対象としまして、一般300円、大学生・高校生を200円といたします。これは、ほぼ同期間に開催されます都城島津邸と都城市立美術館の特別展をより多くの方に観覧していただくために行うもでございます。

そして、11 月3日の文化の日と島津発祥まつりパレードが開催されます 11 月23 日、勤労感謝の日に つきましては、無料とします。過去の特別展の入館者数は、115 ページにお示ししましたように、令和3 年度1,783人、令和4年度が3,018人となっております。できる限り多くの方にご観覧いただくために、 市の広報のほか、ホームページ、インスタグラム、フェイスブックなど、SNSを積極的に活用しながら 広報に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第40号及び41号並びに議案第10号につきまして、ご質問やご意見がありましたら挙手をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 40 号及び 41 号並びに議案第 10 号につきまして承認いたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●米澤都城島津邸副館長

ありがとうございました。

【議案第8号、議案第10号】

◎児玉教育長

それでは、議案第8号及び10号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●湯田美術館長

美術館でございます。

議案第8号、第9号を続けてご説明いたします。よろしくお願いします。

103 ページをお開きください。議案第8号 令和5年度特別展「アルフォンス・ミュシャ展」の観覧料

の設定についてでございます。

106 ページの参考資料をご覧ください。都城市立美術館条例第5条の規定に基づき、観覧料金の設定についてお願いするものでございます。

105 ページをお開きください。一般当日券を 1,000 円、高校生・大学生を 500 円、ペアチケット 1,300 円、会期中何回でも見られるフリーパス券が 1,300 円で想定しております。割引につきましては、表の下にありますとおり、11 種類ございます。①から⑤が一般の場合は、700 円、高・大生につきましては 300 円、⑥から⑨は、当日券より 100 円引きと考えています。⑩のペアチケットにつきましては、昨年度から導入いたしまして、好評いただきましたので、本年度も引き続き設定いたしました。⑪のフリーパスは、今回、作品展示が約 500 点ございますので、一度では見切れない方向けに広くご案内するために、前売り、当日、区別なく販売するものでございます。

無料対象につきましては、中学生以下、文化の日、障害者手帳等保持者、障害者手帳アプリの保持者、 その介護者、それから、第三日曜日の家庭の日は、高校生以下同伴の家族については無料といたします。

その他といたしまして、都城市立美術館友の会の会員の方には、当日観覧料を半額としたいと考えております。なお、会期終了後には、友の会から美術館へ半額補填されるものでございます。

106 ページをお開きください。参考資料の②をご覧ください。過去3年の特別展の観覧料を記載しております。

107 ページをお開きください。昨年から今年にかけて、他の美術館でもアルフォンス・ミュシャ展が開催されておりまして、それぞれの観覧料でございます。上段の表は、当館と同じ企画会社で、下段は別の企画会社による企画展示となっております。企画会社によって企画料金や取扱う作品が違いますので、表を分けております。令和5年度の観覧料につきましては、これまでの実績や他の美術館の状況、さらに物価の高騰や景気の低迷など、総合的に判断いたしまして、一般当日とフリーパスのみ、昨年度より値上げをいたしまして、高・大生、ペアチケットは昨年度と同額、中学生以下は引き続き無料にしたいと考えております。観覧料については、以上でございます。

続きまして、109ページをお開きください。

議案第9号 開館時間の変更についてでございます。112 ページの参考資料をご覧ください。美術館条例第3条第2項に基づき、開館時間の変更について提案するものです。

111 ページをお開きください。変更後は開館時間を午前9時から午後8時、ただし入館は午後7時30分までと考えております。変更する日につきましては、令和5年10月28日、土曜日と11月10日、金曜日の2日間を考えております。

変更する理由といたしましては、本来の開館時間に来館することができない方が来館可能となり、新しい客層を開拓することができることや夜間にゆっくり鑑賞できる機会の提供と考えております。

以上、議案第8号、第9号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第8号及び9号につきまして、ご質問やご意見ありましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議案第8号及び9号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●湯田美術館長

ありがとうございました。

【報告第31号、報告第32号、報告第33号、報告第34号、報告第35号】

◎児玉教育長

それでは、報告第31号から35号までを学校教育課長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●山内学校教育課長

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。 資料につきましては、まず1ページ からになります。

報告第31号 都城市地域交流事業支援補助金交付要綱の制定についてです。

都城市地域交流事業支援補助金交付要綱を4ページの別紙のとおり制定いたします。山田地区の児童生徒や地域の関係者等、石川理紀之助の地元である秋田県潟上市の中学校区の児童生徒や地域の人たちとの地域間交流を図り、山田地区の関心を高め、郷土を愛する心の醸成及び地域活性化を図ることを目的とし、交流事業運営費等を支援するに当たり、本要綱を制定するものです。

補助対象者は、山田地域づくり推進協議会、補助対象経費は、地域交流事業に参加する山田中学校に在籍する生徒に係る旅費、その他の交流事業の参加に必要な経費とし、食糧費に係るものは除きます。なお、山田中学校と潟上市の中学校との交流事業につきましては、農村救済活動に生涯を捧げた秋田の偉人石川理紀之助が明治35年に谷頭村(現山田町)において、同村を繁栄に導いた功績を踏まえ、平成26年度から相互訪問により行っている事業でございます。

続きまして、資料は7ページからになります。報告第32号 臨時代理した事務の報告と承認について、 令和5年度都城市少年補導員の委嘱について。

本年度委嘱した都城市少年補導員は 169 名で、委嘱期間は令和5年6月1日から令和6年5月31日までとなります。名簿につきましては、9ページから12ページに掲載しております。

この少年補導員は、市内の小・中学校並びに高等学校の教職員及び保護者の代表、加えて各地区のボランティアにより構成されております。教育委員会では、活動中の怪我などを保障するため、少年補導員のボランティア活動保険に加入しております。また、活動に対する謝礼金もお支払いしております。ボランティアの皆さんの中には、長きにわたり少年補導員を務めてくださっている方が多数いらっしゃいます。本市の青少年健全育成にご尽力いただき、感謝しております。

参考として、少年補導員一覧に、令和元年以降の表彰歴を掲載しております。例えば、9ページの 411 番、少年補導員歴 28 年となる五十市地区の壹岐亘さんにつきましては、令和以降の表彰はございませんが、平成 13 年に都城市社会福祉功労者等表彰、平成 15 年には都城地区地域安全功労者表彰、そして、平成 19 年に宮崎県青少年健全育成表彰を受賞されておられます。

同じく9ページの318番、少年補導員歴19年となられる妻ケ丘地区の福山真智子さんにつきましては、 令和3年度に都城市社会福祉功労者等表彰を受賞されておられます。表彰の記載が漏れておりました。大 変申し訳ございません。

少年補導員の活動につきましては、令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動を控えていた部分もございましたが、今年度からは積極的な活動が再開されることが期待されております。

続きまして、13 ページからになります。報告第33号 小規模特認校制度を利用した転入学についてで

す。

本年度、小規模特認校制度を利用した入学、転入学の児童生徒については、15 ページの別紙のとおりです。なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっており、令和5年6月に、小規模特認校制度を利用した転入学者は、夏尾小学校の1名でございます。

今回、転入した児童は、以前から夏尾小学校や中学校の行事に参加しておりました。行事等の中で、児童生徒と交流することで、その小規模な学習環境や他の児童生徒との関わりに魅力を感じ、同じ環境で学習したいという思いが強くなったことから、転入を決めたと伺っております。現在は良好な人間関係を築くことができており、学習面に関しても、小規模な環境で伸び伸びと学習しながら過ごしている状況です。続きまして、資料17ページからになります。報告第34号 令和5年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、ご報告いたします。

本年度の学校運営協議会委員の委嘱及び任命につきましては、本日追加で配布させていただきました委員一覧をご覧いただきたいと思います。なお、委員の委嘱等につきましては、学校に選任を依頼することから、その回答日に応じて、委嘱日について開きがございます。また、各学校の委員の数は、4名から8名で構成されております。最大の8名の学校が32校、以下7名の学校が14校、6名の学校が5校、5名の学校が1校、そして、最小の4名の学校が2校となっております。令和4年度の委員数は、延べ人数で394名、令和5年度の委員数は397名となっており、3名の増加となります。

続きまして、資料 23 ページからになります。報告第 35 号 都城市小中学校共同学校事務室長及び副室長の指名についてです。共同学校事務室は、共同して複数校の事務、業務を効率的かつ効果的に実施することによって、事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援しながら、自主・自立的な学校運営を推進するために、必要な取組を行うことを目的としております。令和 5 年度の共同学校事務室長及び副室長については、都城市教育委員会で指名することとなっておりますが、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることとされております。県教育委員会より 26 ページ、別紙 2 のとおり、同意の通知を受けましたので、25 ページの別紙にてご報告するものです。

なお、昨年度からの室長の変更につきましては、山之口中学校の天神美和事務副主幹が、小坂多美事務主査の後任として、三股中学校から転入され、五十市中学校の荒武孝之事務主査が岩満進事務副主幹の後任として、知事部局から転入され、新たに室長となっております。このほか、市内への異動による地区の変更として、妻ケ丘中学校の岩満進事務副主幹は五十市中学校からの異動となっております。

以上で、学校教育課の報告のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第31号から35号までを一括してご質問やご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第31号から35号までを承認いたします。よろしくお願いいたします。

●山内学校教育課長

ありがとうございました。

●椎屋教育総務課副課長

ここで、ちょっと時間は早いですが、午後3時にはなっていませんが、休憩を入れてもよろしいでしょうか。

〔休憩〕

●椎屋教育総務課副課長

録音を再開いたしました。よろしくお願いします。

【報告第36号、報告第37号、報告第38号、報告第39号、議案第7号】

◎児玉教育長

それでは、休憩前に引き続いて会議を始めます。

それでは、報告第36号から39号まで及び議案第7号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●德永生涯学習課長

生涯学習課の德永でございます。隣は、生涯学習課生涯学習担当主幹の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、報告第36号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

資料の27 ページをご覧ください。本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

では、資料 29 ページの臨時代理書をご覧ください。都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事について、令和5年6月 16 日付けで委嘱又は任命したものでございます。また、副会長の任期は、令和5年6月 16 日から令和6年6月 27 日までとなっております。幹事につきましては、任期は令和5年6月 16 日から令和6年5月31日までとなっております。

それでは、資料 33 ページの都城市青少年健全育成市民会議設置規定をご覧ください。本規定の第3条において、会長1人及び副会長3人を置き、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てるとあり、第4条第1項に、教育委員会が委嘱又は任命すると規定しております。また、第7条第2項に、幹事会は別表第2に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命するとあり、同条第3項に、幹事長には教育部長をもって充てると規定しております。

次に、資料35ページの別表第1及び別表第2をご覧ください。

そこにありますとおり、会長には教育長を充て、副会長には都城警察署生活安全課長以下、3人を充てることになっております。また、幹事には、教育部長以下、21人を充てることになっております。

それでは、資料31ページにお戻りください。

上のほうから順に、新たに副会長に委嘱した2名の方々で、前任者の残任期間が任期となります。その下の幹事の名簿をご覧ください。幹事に委嘱又は任命した20名の方々でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。新旧の会長、副会長及び幹事の名簿を掲載しておりますので、 お目通しをお願いします。

次に、報告第37号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市社会教育委員の委嘱又は任命 について、ご説明いたします。

資料 37 ページをご覧ください。本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則 第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求める ものでございます。

それでは、資料 39 ページの臨時代理書をご覧ください。都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員について、令和5年7月1日付けで委嘱したものでございます。その任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までとなっております。

それでは、資料 41 ページをお開きください。社会教育法抜粋の中段やや上にございます第4章 社会教育委員をご覧ください。第15条第1項において、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができると規定しております。また、同条第2項において、社会教育委員は、教育委員会が委嘱すると規定しております。

これらの規定を踏まえまして、資料 42 ページの都城市社会教育委員条例をご覧ください。本市では、社会教育法第 15 条の規定に基づき、社会教育委員を置くために、都城市社会教育委員条例を制定しております。条例第2条及び第3条の規定により、委員は 15 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱すると規定しており、任期については2年と規定しております。

では再度、資料 41 ページをお開きください。下のほうにございます第5章 公民館をご覧ください。 第29条第1項において、公民館に公民館運営審議会を置くことができると規定しております。また、第30条第1項において、市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱すると規定しております。また、同条第2項において、委員の定数及び任期など、必要な事項は、当該市町村の条例で定めると規定しております。

これらの規定を踏まえまして、資料 42 ページの都城市公民館条例抜粋をご覧ください。条例第1条において、社会教育法第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会を置くことと規定しております。そして、第7条において、審議会の委員は15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命するとしており、任期については2年と規定しております。

只今ご説明しましたように、社会教育委員と公民館運営審議会委員の選任に関わる規定につきましては、 同様の内容となっております。また、社会教育の推進と公民館運営とは、特に密接に関連することなどを 総合的に判断しまして、本市では、社会教育委員と公民館運営審議会委員につきましては、同じ方に委嘱 又は任命しているところでございます。

資料 40 ページにお戻りください。こちらが都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員に委嘱又は任命しました 14 名の方々でございます。

続きまして、報告第38号 臨時代理した事務の報告及び承認について、放課後子ども教室、教育活動 サポーターの委嘱についてご説明いたします。

資料の 47 ページをお開きください。こちらは、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、6月1日付けで臨時代理いたしましたので、同条の規定に基づき報告をし、承認を求めるものでございます。委嘱した者につきましては、沖水地区の放課後子ども教室の教育活動サポーターに欠員が出ておりましたので、沖水地区内で募集を行い、1名を増やしたものでございます。委嘱したのは、菊池則生さんで、工業高校の教員をされていた方で、退職後、民間で4年間勤務された後、今回、サポーターにご応募をいただきました。一級建築士で、インテリアコーディネーターでもあり、木工・ものづくりが得意であるとのことです。48ページに参考資料として、現在活動されている放課後子ども教室のスタッフ名簿を掲載しております。

続きまして、報告第39号 令和5年度人権啓発標語募集要項の制定について、ご説明いたします。資料の53ページをご覧ください。

人権啓発標語の募集につきましては、毎年8月の人権啓発強調月間における人権啓発事業の一環として、 実施しているものであり、市内の小・中学校、高校生、そして、市内居住の方、市内勤務の方を対象に募 集をしております。部門としましては、小・中学生の部と高校生以上が対象となる一般の部がございます。 また、応募の締め切りは9月1日となっております。入賞者につきましては、12月に開催を予定してい る都城市人権啓発推進大会において表彰いたします。

資料の55ページをお開きください。このページから63ページまでが選考要領及び標語募集のチラシ等でございます。また、65ページが昨年度の応募状況でございます。学校別の応募状況などを掲載しておりますが、昨年度は1件も提出していない学校が4校ございました。本年度は全学校の提出のお願いを先日の校長会で行ったところでございます。

続きまして、資料 81 ページをお開きください。議案第7号 都城市子ども読書活動推進計画(案)の 策定について、ご説明いたします。

都城市において、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、都城市子ども読書活動推進計画を策定いたします。資料の 86 ページをお開きください。 第1章では、計画の概要として、計画策定の経緯と目的、そして、計画の期間を記載しています。計画策定の経緯と目的としましては、読書活動を行うことは子どもの感性や想像力を磨き、豊かな表現力を身につけ、多くの言葉を学び、語彙が豊富になることなど、より一層充実した知的活動を行う能力を育むことに繋がりますが、一方で、テレビやインターネット、スマートフォンなどのメディが普及しているため、乳幼児期からの読書活動習慣の未形成などにより、子どもの読書離れも指摘されている現状などを問題点として提起しております。

次に、87 ページをお開きください。その現状を踏まえて、第2章では、計画の基本方針として、I家庭・地域・保育施設・学校等における子どもの読書活動の推進、II 市立図書館及び市立高城図書館、各地区公民館を核とした子どもの読書活動の推進、III 子どもの読書活動推進の広報啓発の三つを基本方針として立てております。本計画を策定するに当たり、市内の幼児教育保育施設、小・中学校、高等学校を対象にアンケート調査を実施いたしました。88 ページから 93 ページにかけて、子どもの読書活動の現状のアンケート結果をグラフや表で示しております。

90 ページをご覧ください。小・中学校の現状でございます。その結果では、小学生の1か月当たりの 平均読書冊数は15.4冊となっており、これは全国平均の13.2冊を上回っているという結果が出ております。中学生になると、読書冊数が減りながらも、1か月当たり平均4.6冊で、全国平均である4.7冊とほとんど差がありませんが、1か月に1冊も本を読まなかった生徒が全体の16.4%程度いるため、対策が必要であるという結果が出ております。

次の 92、93 ページでは、高等学校のアンケート結果の内容となります。高等学校については、学校図書館の設置や利用状況、読書活動に関する取組等の結果について記載しております。読書活動として、ビブリオバトルやブックハンティング等、積極的に取り組んでいる高等学校もあることが分かります。これらのアンケート結果から、第4章では、子どもの読書活動を推進するための具体的な取組を記載しております。まず、基本方針1である家庭・地域・保育施設・学校等における読書活動の推進としての取組を掲げています。

94 ページをご覧ください。本市の取組として、3か月児健康相談の際に、絵本のプレゼントを行うブックスタート事業や初めての読み聞かせ講座事業の実施など、乳幼児期から家庭で読書活動習慣を形成できるような取組を記載しております。また、親子での取組として、家庭教育学級やPTA等と連携を図り、児童や生徒の読書習慣の形成について記載しています。さらに、地域においても、各総合支所管内の図書室や地区公民館など、市立図書館の司書との連携も含め、読書環境の充実を図る取組について記載してい

ます。

96 ページをご覧ください。学校等における子どもの読書活動の推進では、本を好きになる子どもが増えるよう学校図書の充実、読書時間の確保といった取組を掲げています。主な施策として、学校でより充実した読書活動が行えるように、図書館サポーターを配置する取組等について記載しております。

97 ページからは、市立図書館と高城図書館などを活用し、より読書に親しめるような図書館の事業についても触れています。

99 ページの3では、視覚障害がある子どもの読書活動推進のために、点字図書館で実施している福祉サービスの活用についても触れています。4では、支援の必要がある子どもの読書活動の推進として、全ての子どもが読書を楽しめるように、大活字本やLLブックなどの図書について紹介しております。

最終ページ 101 ページの終わりには、この計画策定の委員の皆様の読書活動推進計画に対する思いが記されております。委員の皆様は 102 ページに掲載されております。

それでは、戻っていただき、資料の 81 ページをご覧ください。この読書活動推進計画の策定までのスケジュール案を載せております。この委員会で承認をいただけましたら、この後、パブリックコメントを実施いたします。その後、その結果を1月の定例教育委員会で報告をさせていただくことになります。この計画は、令和5年度から9年度までの5か年計画となっており、本年度中の策定を目指したいと考えております。

以上で、生涯学習課の全ての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第36から39号まで及び議案第7号を一括して、ご質問やご意見を承りたいと思います。 いかがでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。 2点ほどございます。

1点は、人権啓発標語募集要項についてですが、昨年のこの文書を配布する学校のほうで、泉ヶ丘中は お願いしますということでお話ししたのですけれども、いかがでしょうか。

●德永生涯学習課長

泉ヶ丘高校付属中学校にも配布をしたいと思っております。

○岡村委員

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

もう1点は、子ども読書についてなのですが、子ども読書計画の案を出されているのですけれども、これについて少し意見を言ってもよろしいですか。

まず1点なのですけれども、88 ページの子どもの読書計画推進の広報・啓発というところの上から5 行目なのですが、積極的な子どもの読書活動の普及とございますけれども、これは積極的なというのは、どこにかかるのか分からなかったので、例えば、3行目の保護者や保育士、学校等の教師や保育教師が積極的に子どもの読書活動の普及に努めるのか、あるいは子どもの積極的な読書活動の普及に努めるかというので、主体がどちらなのかはっきりしなかったので、検討していただければいいなと思いました。

●德永生涯学習課長

分かりました。ありがとうございます。

○岡村委員

それから、高校における読書活動の充実、97 ページなのですけれども、なかなか高校の読書活動充実 教育等に市が関わることが難しいというか、敷居が高いところがあるのではないかと思います。ですので、 積極的に関わりを持っていただけるといいなと思っています。他の学校には、定期的に配本する本を選ん でみたりというのもございますので、高等学校にもそういう連携とかも考えてみたらどうかと思ったとこ ろです。定期的な配本や貸し出しはできないのかということです。

それから、98 ページの一番上のところの図書館資料の充実というので、都城の歴史や文化に関心を持ってもらえる機会をつくり、資料の提供を行いますというふうにございますが、毎年島津伝承館にしても、高城郷土資料館、そして美術館としても、毎年色々イベントを組まれているので、イベントに関するコーナーも市立図書館のほうに作っていただければ、また、4館連携とか、そういうのができていいのかなと思って言わせていただきました。

最後に、移動図書館についてなのですが、個人的にくれよん号がとても好きで、どこの学校にも来ていただけないかなと思っているところなのですけれども、市立図書館から離れた場所の学校へという形なのです。それも他の学校に伺いましても子どもが中心で、保護者の方、地域の方の貸し出し等がなかなか無い状況があるのです。ですから、できれば地域の方、保護者の方、教職員も借りられるようなコマーシャル等、呼びかけ等があればいいなと思っております。県立図書館がやまびこ号を運営しておりますが、やまびこ号については、PTAが借りるとか、地域の人が借りるという視点をより大事にされていると思っております。ですから、くれよん号についてもそういうPTAの視点、保護者とか、大人の場合、家庭の家読が進むことになると思いますので、この部分の働きかけもしていただければいいなと思って意見を申しました。

●德永生涯学習課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

それでは、マイクを元に戻してもらって、今の件で、赤松委員も意見がありますよね、どうぞお願いします。

○赤松委員

子ども読書活動推進計画を読ませていただいて、ひと通りずっと流して読んだのですが、計画の概要、 章立て、基本方針、子どもの現状、その現状を受けて読書活動を推進するための具体的な取組、この章立 ては非常に素晴らしい。的確な章立てがなされていると思って、立派なものができたと思って、読ませて いただきました。細かいところを言わせていただきたいと思います。

例えば、88 ページ、この 1 文目の2行目に、子どもを取り巻く多くの市民の理解と関心を深めてもらう必要がという言葉が書いてあるのですが、深めてもらう、深めるどちらがいいかなと私は思いました。 それから、その下の2文目ですが、これは主語が、保育教諭がとなっているのですが、「が」でいったほうがいいのか、「は」のほうがいいのか。特に保護者や保育施設の保育士、学校等の教師や保育教諭が、子どもの読書活動の意義を理解し、地域住民やボランティア団体などとの連携による地域ぐるみの取組を 促進するとともに、様々な機会を活用して、積極的な子どもの読書活動の普及に努めます。これは「が」 といったほうがいいのか、「は」のほうがいいのか。私は「は」のほうが通りがいいなと思って、ここの ところの文章がちょっと気になりました。

それから、92 ページ、この文章を読むと、書いた方の特徴がよく表れている。2行目のありますがの後ろに、こちらは4.6 冊でしょう、こちらはという言葉が出てきて、その2行下の末尾のほうに、こちらの対策が必要です。一番下の行、こちらも中学生と比べて減少傾向にあります。同じ方が書いておられるのだと思うのですが、これを通して読んだ時に、上のほうの一番目は、前に小学校の状況が書いてあるのだと思いますが、91 ページに。そして中学校になると、中学校の状況が書いてあるのですが、これは、「本市は」のほうがいいと思います。都城市は4.6 冊ということを言っていらっしゃるのだと思いますので、だから本市はというふうに言ったほうがいいと思います。2つ目のこちらのは、いるのかなと思います。16.4%程度いるため、対策が必要です。それでいいのではないかなと。一番下も1.6 冊になっており、中学生と比べて減少傾向に、これはいらないのではないかと思いました。

それから、12ページの2行目の理解の促進、「の」はいるのかなと思いました。

それから、最後の 98 ページ、上から4行目、子どもたちの興味や関心を惹く仕掛けをしますと、この漢字が使われています。次のページ、上から2のところの6行目、心をひく仕掛けをします。これは同じ漢字を使っていいのではないかと同じ意味ですよね「惹く」っていうのは、書いた方が漢字を使ったり、ひらがなにしたりと、お疲れになったのでしょう、多分。そうだなと思って、この辺にきてお疲れになったのだなと思いました。

他のところの文章では、特に直したほうがいいとかいうのは気付きませんでした。章立てとかもしっかりしているし、いいものになると思います。お疲れ様でした。

●德永生涯学習課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

ありがとうございました。大変貴重な意見をいただきましたので、そこは生涯学習課で十分検討していただいて、そして次は、パブリックコメントですよね。パブリックコメントに出すまでに、そこは修正しておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●德永生涯学習課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。中原委員、よろしいですか。

○中原委員

はい、大丈夫です。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第36号から39号まで及び議案第7号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたし

ます。

●德永生涯学習課長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

13 その他

◎児玉教育長

それでは、その他に入ります。

まず、その他の1点目でございますけれども、各課からの連絡事項としまして、総合教育会議の議題について、教育総務課からお願いします。

●田口教育総務課副主幹

教育総務課の田口です。

先日、総合教育会議の資料をこの場でご説明させていただきまして、貴重なご意見をメール等でいただきました。今、取りまとめをさせていただいておりまして、昨年と同じ発言のポイントということで、今、まとめているところでございます。総合政策課の資料に少し修正があったものですから、それとまとめてメールと郵便でお送りさせていただこうと思っておりますので、当日はよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○赤松委員

いつでしたか。

●田口教育総務課副主幹

26日です。お願いします。

◎児玉教育長

メールの内容によっては、色々とやり取りをしないといけない可能性が出てまいりますので、その時は遠慮なく教えてください。お願いいたします。

それでは、続きまして、今後の予定でございます。よろしくお願いいたします。

●瀬之口教育総務課主査

それでは、お手元にスケジュールをお配りしております。

1ページ目は本日までなので、2ページ目をおめくりください。

7月18日、火曜日です。8時から学校訪問、こちら宮田委員が行かれます。

14 時半から、令和5年度都城市青少年健全育成市民会議総会が行われます。中央公民館です。こちら出欠報告が本日までとなっておりますので、まだの方は生涯学習課のほうにお願いいたします。

続きまして、7月19日、水曜日です。13時半から7月臨時教育委員会が行われます。皆様、ご出席予定です。

7月20日、木曜日です。10時半から、令和5年度宮崎県市町村教育委員会連合会総会が行われます。 こちら赤松委員のほうにご出席をお願いしております。 続きまして、7月26日、水曜日です。先ほどもありましたが、13時半から総合教育会議が行われます。 秘書広報課前会議室です。皆様、ご出席の予定です。

続きまして、3ページに移ります。8月1日です。13時半から8月定例教育委員会が行われます。

続きまして、8月2日、水曜日です。13 時半から令和5年度都城市人権啓発推進協議会の全体会講演会が行われます。こちら、昨日、担当課が案内を出したということなので、本日かもう暫くしたら到着かと思います。出欠報告の締め切りが7月21日までとなっておりますので、ご連絡をお願いいたします。続きまして、8月3日、木曜日です。第14回九州地区市町村教育委員会研修大会が行われます。赤松委員、中原委員、岡村委員と教育長、総括担当田口の運転で佐賀に向かいますので、よろしくお願いいたします。引き続き8月4日、金曜日も第14回九州地区市町村教育委員会研修大会が行われます。

続きまして、4ページ目です。

8月31日、木曜日です。13時半から9月定例教育委員会が行われます。

以上でスケジュール上に書いてある予定は以上になりますが、ちょっとこちらのほうにはまだ書いていないのですが、8月25日に本日予定されておりました教育委員会の懇親会を延期させていただきたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。8月25日、金曜日になります。

日程だけの変更なので、時間、場所に関しては、変更はございません。また改めて、学校教育課から 案内が行われますので、よろしくお願いいたします。

7月、8月のスケジュールは以上になります。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

スケジュールで何かご質問がありますか。いかがでしょうか。

○赤松委員

今日までの締め切りとおっしゃったのは何でしたか。

●瀬之口教育総務課主査

今日までの締め切りのものは、7月 18 日、火曜日の令和5年度都城市青少年健全育成市民会議総会の 出欠報告です。赤松委員と岡村委員は出欠が確認済みだったと思います。中原委員と宮田委員がまだと聞 いていたのですけれども。

○中原委員

多分、ファックスしていると思います。

●瀬之口教育総務課主査

ちなみに出席されますか。分かりました。伝えておきます。

14 閉 会

◎児玉教育長

その他の報告は、全て終了いたしました。 これをもちまして、令和5年7月定例教育委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。 ○8月定例教育委員会日程について 日程 令和5年8月1日(火) 午後1時30分から 会場 市役所南別館3階 教育委員会室

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長